

る。

なお、この提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を開示するために必要な一定の期間の具体的な期間については、我が国の男女の平均寿命を勘案してその子が生まれたときから 80 年とし、その子が生まれたときから 80 年を超えない一定の期間内に、その子からその子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報の保存期間の延長の申請があったときには、当該個人情報の保存期間を延長することができることとすることなどが考えられる。

## 6 5. その他について

### ( 1 ) 条件整備守秘義務について

#### ( 1 ) 守秘義務について

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関わる者が、職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することは禁止されていること。

### ( 2 ) その他について

#### ( 1 ) 提供による生殖補助医療以外の選択について

考え得る他の選択、利用可能な他の方法が存在すること（子供を持たない人生もあること、養子縁組、あれば他の治療法。）

#### ( 2 ) 提供による生殖補助医療以外への精子・卵子・胚の使用について

提供されたした精子・卵子・胚は、別に研究目的等に使用されることについてのインフォームド・コンセントを得ていない限り、提供による生殖補助医療以外の目的には使用されないこと。

#### ( 3 ) 関係者への説明について

提供者に対してどのような説明を行っているかについて（提供を受ける者に対する説明内容として。）

#### ( 3 ) 認められていない生殖補助医療について

代理懐胎（代理母・借り腹）及び精子・卵子両方の提供によって得られた胚の移植は禁止されている認められていないこと。（P）

説明する方法は？

(案) 説明する医師は、説明した内容について記載されている文書を配布した上で、それを用いて説明する。

提供者が再度の説明を求めた場合、もしくは担当医師が当該夫婦提供者(配偶者がいる場合は配偶者を含む)の理解について不十分であると判断した場合、担当医師もしくは当該医師の指示を受けた提供による生殖補助医療について十分な専門性を有する看護師等他の専門職は、当該提供者に対して繰り返し説明しなければならない。

提供者は、説明を受けたあと、書類に記名押印もしくは自署による署名を行うことによって説明を受けた確認を行う。

説明する時期は？

(案) ~~説明から同意の取得の間には、3ヶ月の熟慮期間を置くこととする。~~

期間をあけないで使用される場合には1度の説明でよいこととする。

1年以上の期間をあけて使用される場合には、再度説明する必要があることとする。

シェアリング( P )の説明はどのように行われるのか？

## (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における同意の取得について

### (ア) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療の実施の度ごとに、当該生殖補助医療の実施について、夫婦それぞれの書面による同意を得なければならない。当該同意は当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができる。( p 33 )

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。( p 33 )

「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意」とはどのようなものか？( 同意の主体は？同意の客体は？同意する内容は？同意

する方法は？同意する時期は？同意書の保存方法・期間は？）

同意の主体は？

（案）提供を受けることを希望する法律上の夫婦。

当該夫婦は原則として同時に揃って同意を行う。

同意する内容は？

（案）説明する項目と同じ。

同意する方法は？

（案）説明した医師の面前で同意する項目について一つずつ確認し、同意書に記名押印もしくは自署による署名を行う。

同意をする夫婦に対し、確実な本人確認（パスポート、運転免許証等の写真のついてある証明書？、本人の顔がついているものによる確認等）と法的な夫婦であることの確認（戸籍謄本？による確認等）を行うこととする。

同意する時期は？

（案）説明から同意の取得の間には、3ヶ月の熟慮期間を置くこととする。

施術が繰り返される場合は、そのたびごとに提供を受ける夫婦両者の同意を得ておくことが必要である。

（要検討事項）

同じ生殖補助医療の施術が繰り返される際にも熟慮期間は3ヶ月必要か？

同意書の保存については？

（案）同意書の保存は公的管理運営機関が行い、保存期間は50-80年（P）とする。